

■物品の電子入札試行開始に係る説明会における質疑回答

福井市財政部契約課

疑問点など（システム関係）	回 答
県のシステムとカードリーダーも共用可能か	カードリーダーも共用することが可能です。
I Cカード等の購入費用は	I Cカードの購入費用は各認証局で異なりますので、事業者様で確認をお願いします。
I Cカードを更新した際の手続きは県と市とで両方必要か	I Cカードを更新した際は、電子入札システム上で、それぞれに「I Cカード更新（利用者登録）」をしていただく必要があります。
県の物品や市の工事などで電子入札を既に利用しているが、新たにI D・パスワードを取得する必要があるか	本市の物品のI D・パスワードは、県の物品とも本市の工事・一般業務等とも異なるものです。本市の電子入札の利用を希望される事業者様は、利用申込書を契約課にご提出ください。
P I N番号は県と同じで良いか	P I N番号はI Cカードごとに設定される番号になりますので、I Cカードを県と併用する場合は同じとなります。
利用者登録は急いでしなくてはいけないのか	電子入札システムのご利用は事業者様の任意となっております。電子入札を利用するための手続きの時期などは、各事業者様でご判断ください。なお、利用者登録（電子入札の利用）に必要なI Cカードの購入には、1ヶ月程度の期間を要する場合がありますのでご注意ください。
電子入札システムの利用申込を行い、I Cカードやカードリーダーを購入しなかった場合は紙での入札となるのか	電子入札システムの利用者登録がない（I Cカードを購入しない）事業者様は、紙で入札に参加いただくことになります（案件ごとに紙入札承認願の提出が必要）。
入札の疑問点を質問する所は県と同じか、質問を受け付けるオペレーター的な場はあるか	電子入札システムの操作方法の疑問点については、県が開設しているヘルプデスクをご利用ください。 ◎福井県電子入札ヘルプデスク （フリーダイヤル）0120-27-6611 運用時間 9：00～12：00、13：00～17：00（土日、祝日を除く） ※入札制度や入札案件の内容については、本市へお問い合わせください
疑問点など（運用関係）	回 答
指名から入札までの期間に変更はあるのか	指名から開札までは従来どおりの予定です。 ※応札期間は別途指定します
県の電子入札と日時が重ならないのか	今後県と協議していきます。

最低制限価格制度は設けられるのか	最低制限価格は設定しません。
担当者がパソコン操作をする場合、委任状の提出が必要か	委任状の提出は必要はありません。
1千万円未満の案件についても一般競争入札にしたほうが良いのではないか	今後の参考とさせていただきます。
一般競争入札の金額の下限が引き下がる事はあるのか	入札制度の見直しは常に行っていますが、一般競争入札の対象範囲についての具体的な計画はありません。
4業種以外の事業者は当面無関係という理解で良いか	金額が1千万円以上の入札案件については、全ての業種について電子入札案件となりますので、4業種以外の事業者様も無関係ではありません。
入札直前にパソコンの不調で応札できなかった場合の救済措置は無いのか	機器の不調が生じた場合などは、紙で入札に参加いただくことも可能としていますが、入札書提出締切の1時間前までに紙入札承認願の提出が必要となります。それ以降の救済措置は考えておりません。 なお、一定の応札期間を設けますので、不測の事態に備え時間の余裕をもった応札をお願いします。
紙入札承認願いの対象範囲は	1つの電子入札案件に対してのみです。
入札結果等の公表範囲は (入札参加者全ての金額も公表するのか)	落札者名や落札金額のほか、全ての入札参加業者名や入札金額も公表します。
入札情報のチェックは、入札情報サービスシステムの閲覧だけでは不十分か	まずは、市のホームページ『入札の広場』の新着情報と「物品発注掲示板」をチェックしてください。また、『入札の広場』の「発注予定表」も是非ご活用ください（入札情報サービスシステムでは一般競争入札の公告済案件のみの閲覧となります）。 なお、指名競争入札の場合は、電子入札システムに登録したメールアドレスに指名通知を行った旨のメールが自動送信されますので、電子入札システムで指名通知書・仕様書等を確認してください。
疑問点など（その他）	回 答
見積もり合わせはどのように行うのか	従来どおり紙で行います。